

新座市契約に係る労働環境の把握に関する要綱

(平成27年2月13日告示第39号)

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する契約に係る適正な履行の確保を図るための労働環境（以下「労働環境」という。）の把握に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 労働環境の把握の対象となる契約は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に労働環境の把握を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 予定価格が3,000万円以上の工事請負契約
- (2) 予定価格が1,000万円以上の業務委託契約

2 前項の規定により労働環境の把握の対象となる契約については、一般競争入札にあっては公告により、指名競争入札にあっては指名通知により、労働環境の把握を行うことを明示するものとする。

(労働環境の基準)

第3条 この告示に基づき把握する労働環境は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を基準とする。

(労働環境の把握)

第4条 労働環境の把握の方法は、契約の相手方が、第2条第1項第1号の契約にあっては労働環境把握チェックシート及び労働賃金調査票を、同項第2号の契約にあっては労働環境把握チェックシートを作成し、これらを市長に提出することにより行うものとする。

2 前項の規定により作成した労働環境把握チェックシート及び労働賃金調査票については、労働環境把握チェックシートにあっては契約の締結後に、労働賃金調査票にあっては契約の履行後に速やかに提出するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、新座市公共工事請負契約基準約款（平成11年新座市告示第137号）第26条第1項又は第6項の規定による請求に基づき請負代金額の増額を行う場合は、その変更の契約を締結する日までに、労働賃金調査票を提出するものとする。

4 市長は、契約の相手方から労働環境チェックシート及び労働賃金調査票の提出があったときは、その内容を確認の上、契約文書に添えて保存するものとする。

(労働環境の調査等)

第5条 労働環境の把握後に行う契約の相手方に対する労働環境の調査、改善の要請及び報告書の提出並びに入札参加停止等の措置は、当該契約に定めるところとする。

2 前項の入札参加停止等の措置の適用については、新座市の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成21年4月9日市長決裁）に定めるところによる。
（委任）

第6条 この告示に定めるもののほか、様式の作成その他の労働環境の把握に関し必要な事項は、財政部長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に行う公告及び指名通知について適用する。

附 則（平成28年告示第42号）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
2 改正後の新座市契約に係る労働環境の把握に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行う公告及び指名通知について適用し、同日前に行う公告及び指名通知については、なお従前の例による。

附 則（平成28年告示第67号）

1 この告示は、告示の日から施行する。
2 改正後の新座市契約に係る労働環境の把握に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行う公告及び指名通知に係る契約について適用し、同日前に行う公告及び指名通知に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成29年告示第507号）

この告示は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第341号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の新座市契約に係る労働環境の把握に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以後に請負代金額を増額するための変更の契約を締結する契約について適用する。

附 則（令和2年告示第96号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。